

令和8年度第1回 被害者保護増進等事業に関する検討会
議事次第

日 時：令和8年4月24日(金)

15:00～17:00

中央合同庁舎2号館1階 共用会議室5
(オンライン併用)

(議題)

1. 開会
2. 今年度の検討会開催スケジュールについて
3. 次期被害者保護増進等計画策定に向けた主な論点・柱立てについて
4. 自賠償加入促進及びナスバ認知度向上に向けた広報活動について
5. 意見交換
6. 閉会

(配付資料)

議事次第

委員等名簿

資料1 今年度の検討会開催スケジュールについて

資料2 次期被害者保護増進等計画策定に向けた主な論点について

資料3 次期被害者保護増進等計画の柱立てについて

資料4 自賠償加入促進及びナスバ認知度向上に向けた広報活動について

被害者保護増進等事業に関する検討会

委員等名簿

(敬称略・50音順)

○ 委 員

(座長)	藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(有識者)	古笛 恵子	弁護士
	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	竹川 正記	毎日新聞社論説副委員長
	戸崎 肇	桜美林大学ビジネスマネジメント学群専任教授
	広瀬 謙哉	読売新聞東京本社論説委員
	福田 弥夫	八戸学院地域連携研究センター長
	榎 徹雄	東京都市大学理工学部名誉教授
	麦倉 泰子	関東学院大学社会学部教授
(関係団体)	小沢 樹里	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会 代表理事
	加藤 憲治	一般社団法人日本自動車会議所 保険特別委員長
	金子 晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会 会長
	桑山 雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
	古謝 由美	NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事
	坂口 正芳	一般社団法人日本自動車連盟 会長
	徳政 宏一	NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

○ オブザーバー

金融庁 監督局保険課

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省 医政局 地域医療計画課

一般社団法人日本損害保険協会

全国共済農業協同組合連合会

独立行政法人自動車事故対策機構

損害保険料率算出機構

【事務局】国土交通省 物流・自動車局 保障制度参事官室

今年度の検討会開催スケジュールについて

令和8年4月24日

①令和8年度第1回 被害者保護増進等事業に関する検討会(4月24日開催)

主な議事

- ・次期「被害者保護増進等計画」策定に向けた主な論点、柱立て等について

②令和8年度第1回 被害者保護増進等事業の効果検証に関するWG(6月開催予定)

主な議事

- ・令和7年度被害者保護増進等事業の効果検証について

③令和8年度第2回 被害者保護増進等事業に関する検討会(7月開催予定)

主な議事

- ・令和7年度被害者保護増進等事業の効果検証について
- ・次期計画、財源構成の整理等について

④令和8年度第3回 被害者保護増進等事業に関する検討会(9月開催予定)

主な議事

- ・R9年度予算要求の概要について①
- ・次期計画、財源構成の整理等について

⑤令和8年度第4回 被害者保護増進等事業に関する検討会(11月開催予定)

主な議事

- ・R9年度予算要求の概要について②
- ・次期計画の素案について

⑥令和8年度第5回 被害者保護増進等事業に関する検討会(令和9年1月開催予定)

主な議事

- ・次期計画の本文案について

次期計画策定に向けた主な論点について

令和8年4月24日

概要

- ・平成6年度及び7年度に、財政事情の悪化を理由として自動車安全特別会計から一般会計に1兆1,200億円が繰り入れられた。
- ・令和7年度補正予算において、一般会計から自動車安全特別会計へ一括での繰戻し(約5,741億円)を実施。
- 被害者保護増進等事業の財政基盤の強化により、被害者支援等の安定的かつ継続的な実施を実現

一般会計		
年度	繰入額	
	当初予算	補正予算
平成6年度(1994年度)	8,100億円	—
平成7年度(1995年度)	3,100億円	—
繰戻額		
年度	繰戻額	
	当初予算	補正予算
平成8年度(1996年度)	—	1,544億円
平成9年度(1997年度)	—	808億円
平成12年度(2000年度)	2,000億円	—
平成13年度(2001年度)	2,000億円	—
平成15年度(2003年度)	—	569億円
~		
平成30年度(2018年度)	23億円	—
令和元年度(2019年度)	37億円	12億円
令和2年度(2020年度)	40億円	8億円
令和3年度(2021年度)	47億円	8億円
令和4年度(2022年度)	54億円	12億円
令和5年度(2023年度)	60億円	13億円
令和6年度(2024年度)	65億円	35億円
令和7年度(2025年度)	65億円	5,741億円

繰入額
11,200億円

令和7年度当初
予算までの繰戻額
約7,402億円

令和7年度
補正予算繰戻額
約5,741億円

自動車安全特別会計 (自動車事故対策勘定)

被害者保護増進等事業

被害者支援

- 療護施設の設置・運営
- 介護料の支給 等



事故防止

- ASV(先進安全自動車)の導入補助
- 自動車安全性能の評価の実施 等



自動車損害賠償保障事業

政府保障事業

- ひき逃げ・無保険車による事故被害の救済

①次期計画(R9～R13)における被害者保護増進等事業

➤事業内容の充実

- ✓ 介護者なき後への対応や療養環境の整備など、被害者支援施策の更なる充実に向けどのような事業を実施するか。
- ✓ 自動運転をはじめとする新たな先進安全技術の普及促進等、安心・安全な「クルマ社会」の実現に向け、事故発生防止や被害軽減のためにどのような事業を実施するか。

➤適正な事業規模

- ✓ 事業内容の充実に加え、昨今の物価高騰等社会経済情勢への機動的な対応を考慮して、どれほどの事業規模とするか。
- ✓ 令和8年度より着工する千葉療護センターを含め、計4カ所の療護センターの建替えを予定しているところ、どれほどの事業規模とするか。

②安定的かつ継続的に事業を実施するための財源

➤賦課金水準の検討

- ✓ 全額繰戻しにより積立金の運用状況等の環境変化が生じた一方で、事業内容の充実等に伴う資金需要が見込まれるところ、賦課金をどの程度の水準とするか。



次期計画期間内における事業内容や財源等の収支構成について検討

次期被害者保護増進等計画での収支見込みについて(歳出)

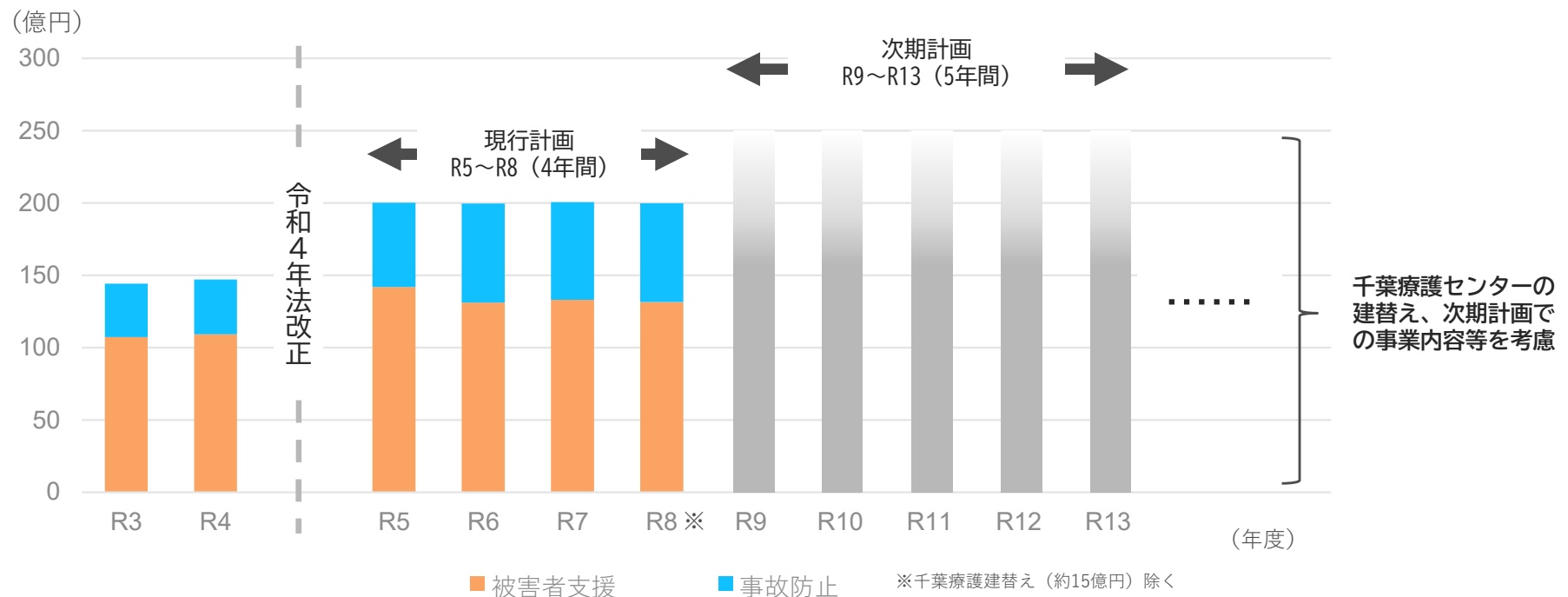
- 現行の被害者保護増進等計画において、事業規模は一時的な歳出増加要因を除き約200億円にて規定
- 令和9年度(次期計画)以降、療護センターの建替えや介護者なき後への対応等更なる事業の充実や、現下の社会経済情勢を踏まえた物価高騰対策等が必要であることから、安定的かつ継続的な事業の実施に向けた事業内容や規模の検討

歳出の概要

- 現計画における事業規模は、一時的な歳出増加要因を除き、年間約200億円程度
- 現下の物価高騰等の社会経済情勢への対応に加え、介護者なき後への対応等、継続的な被害者支援の実施
- 令和8年度から着手予定の千葉療護センター含め、計4カ所の療護センターの建替え
- 先進安全技術の普及促進など事故発生防止に向けた取組み

効果的な被害者保護増進等事業の実施に向けた事業内容・事業規模の検討

<次期計画での歳出規模イメージ>



(参考)千葉療護センターの機能強化

背景・概要・必要性

- 千葉療護センターは昭和59年の開設後41年が経過。老朽化が進行しており、老朽化対策が必要
- リハビリの充実を求められているものの、狭隘等の理由により、今の環境では直ちに利用者ニーズに応えられる状態ではない
- 新型コロナウイルス感染症により顕在化した感染症のリスクへの対応も必要

千葉療護センターのリニューアル等が必要

千葉療護センター建替え費用予定(R8.4時点)

年度	建替え費用
R8年度	約15億円
R9~12年度	約40~65億円/年

※現時点の見込みは総額約200億円程度

具体的な検討事項

リニューアルにあたっての基本的な考え方

将来を見据え、利用者ニーズを捉え、機能強化されたセンターに

利用者ニーズへの対応 (コンセプトの老朽化対策)

療護センター開設時からの時代の変化に対応するため

長期入院中及び
退院後における
リハビリ等の充実

療護センターの入院
患者の家族などの
介護者へのケア

施設の老朽化対策

R7年度に築41年(病院の耐用年数は40年)を迎えるところ、顕著化してきている経年劣化への対応が必須



散歩コースの沈下



外壁のひび割れ



屋上の亀裂

検討ポイント

検討ポイント①

- 療護センターの機能の検討(ソフト面の検討)
- ・被害者ニーズへの対応として、入院患者へのリハビリの充実に加えて、退院患者のフォロー等の検討が必要。

検討ポイント②

- リニューアルに向けた対策の具体化(ハード面の検討)
- ・必要な機能確保を図るとともに、経済的かつ効率的な手法による対策を加味した設計の実現に向けた検討が必要

次期被害者保護増進等計画での収支見込みについて(歳入)

- 令和4年法改正以後、事業を実施するための主たる財源は、賦課金、一般会計からの繰戻し、積立金からの取崩し
- 令和7年度補正予算での全額繰戻しにより、運用益収入が増加
- 次期計画における事業規模等を踏まえ、安定的かつ継続的な事業の実施に向けた財源について検討

歳入の概要

- 令和7年度補正予算の全額繰戻しにより積立金残高が増加し、運用状況等が変化
- 昨今の経済情勢による金利上昇や専門家へのヒアリング等を踏まえた運用手法(※1)により、運用益収入が増加し年間百数十億円規模となる見込み
- 将来的な金利変動のリスク(※2)や次期計画での事業規模等を踏まえた財源の確保
- 持続的に運用益を確保するための積立金の取扱いや賦課金の適正水準の検討

被害者保護増進等事業を安定的かつ継続的に実施するための財源の検討

※1 効果的かつ持続的な運用益収入の獲得を図るために、ラダー型の運用(※3)を実施

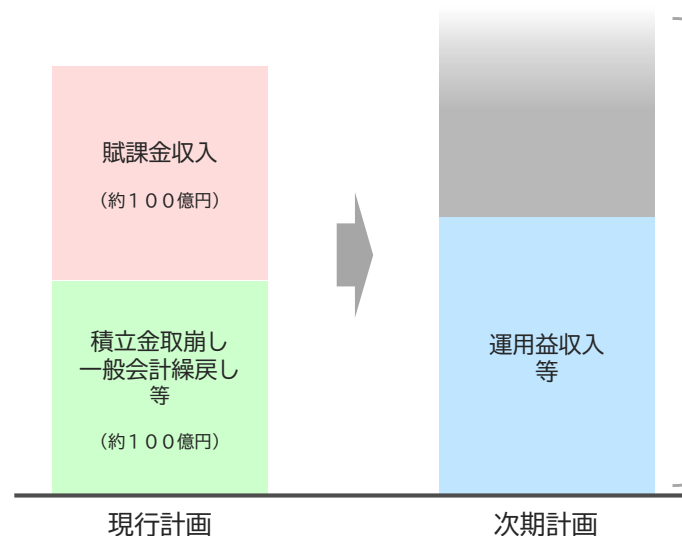
※2 最新の金利(R8.4)は2.2%であるが、R4法改正時の金利(R4.4)は0.2%(いずれも預託期間10年の適用金利)であり、将来の金利変動リスク等も考慮し財源の検討

※3 ラダー型運用
債券の運用方法のひとつで、短期債から長期債まで、残存期間の異なる債券に同額ずつ投資する方式。債券の各残存期間毎の投資額を同一に保ち、金利の変動リスクを平均化し、収益性もある程度確保することを目的とする運用手法。

(出典:三菱UFJアセットマネジメントHP)

<https://www.am.mufg.jp/basic/words/0276.html>

<次期計画での歳入イメージ>



- ✓ 全額繰戻しを受け運用益収入が増加
- ✓ 次期計画での事業内容や規模、将来的な金利変動リスク等を踏まえ、賦課金の取扱い等の財源構成の検討

経緯・概要

- 被害者支援等について、令和4年法改正までは積立金を取り崩して財源を確保していたが、将来的な積立金の枯渇が懸念
- 安定財源を確保し持続可能な事業とするため、一般会計からの繰戻しが継続して実施されることを前提に、令和4年法改正において新財源として賦課金を拡充し、被害者保護増進等事業を制定
- 法改正以後は、賦課金、繰戻し、積立金からの取崩しを主たる財源として事業を実施していたが、令和7年度補正予算において全額の繰戻しが措置されたことにより、財源構成に変化
- 法改正時の附帯決議や今後の資金需要等を総合的に勘案し、次期計画の策定と併せて賦課金の適正な水準の検討が必要

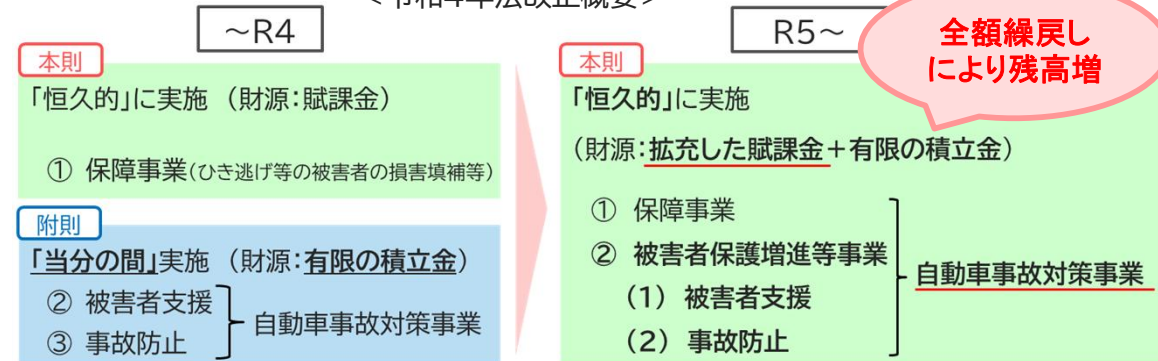
● 賦課金の導入(令和4年法改正)

将来的な積立金の枯渇が危ぶまれたことから、継続的な事業の実施のため安定財源として賦課金を拡充

※参考

「今後の自動車事故対策勘定の在り方に関する検討会」最終取りまとめ(中略)被害者支援等を安定的かつ継続的に実施するため、一般会計からの繰戻しが継続して着実に行われることを前提に、安定的な財源を確保し、持続的な仕組みへの転換を図るための措置を講じる(以下略)

<令和4年法改正概要>



● 賦課金額の適正水準について(令和9年度以降)

- 令和4年法改正において、被害者保護増進等事業に充てるための賦課金を拡充(1台あたり年間125円)
- 上記検討会最終取りまとめにおいて「適正な負担水準となるよう不断の努力を行う」こととされたほか、法改正時の附帯決議において、積立金の運用状況等の環境変化が生じた場合には「賦課金水準の引下げを図るなど、自動車ユーザーの負担軽減を行う」こととされた
- 現下の物価高騰への対応、療護センターの建替え、介護者なき後への対応等、より一層の事業の充実を図るため、将来的な資金需要の増加が見込まれており、積立金の運用状況を含めて総合的に勘案し賦課金の適正水準の検討が必要

次期被害者保護増進等計画の 柱立てについて

令和8年4月24日

被害者保護増進等事業は、誰もが交通事故の加害者にも被害者にもなり得る中、クルマ社会の利益を享受する者の負担により、クルマ社会の損失を負担する者である被害者等を支援する。

被害者の保護の増進に係る対策

● 被害者の療養を行う施設の設置及び運営、被害者の療養生活の援護、被害者の受ける介護の援護、被害者の家族や遺族の支援その他の措置を講じることにより被害者等の保護の増進を図る。※

(例)

- ・遷延性意識障害を負った自動車事故被害者を受け入れる施設(療護センター)の設置及び運営
- ・重度脊髄損傷者が病院での継続的かつ十分な治療・リハビリ等の提供が受けられる環境を整備(重度脊髄損傷者受入環境整備事業)
- ・高次脳機能障害者の社会復帰促進に当たる事業所への支援(社会復帰促進事業)
- ・自動車事故被害者・遺族団体による相談窓口の構築・継続の支援(相談支援・遺族支援) 等

➡ 自動車事故の被害者やその家族・遺族が安心して生活できる社会の実現を図り、ひいては安全・安心な「クルマ社会」の実現を図ることを目標とする。※

自動車事故の発生防止に係る対策

● 車体の安全性やドライバーの安全確保にかかる措置を講じることにより、事故による被害の減少を図る。※

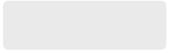
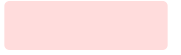
(例)

- ・負担者である自動車ユーザーに裨益する、自動車運送事業に従事する者の指導(指導講習、適性診断)
- ・自動車事故の発生防止に資する機器及び装置の導入の促進(ASV、デジタコ、ドラレコ等の導入に対する支援)
- ・先進安全自動車の整備環境の確保(スキャンツール等の導入支援) 等


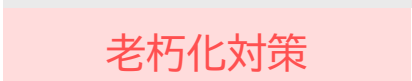



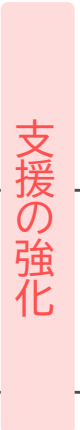

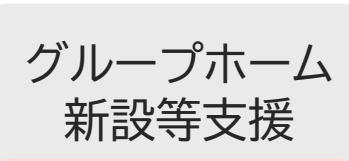



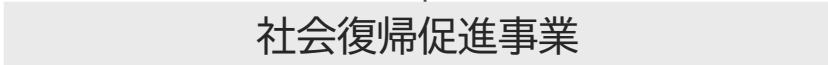
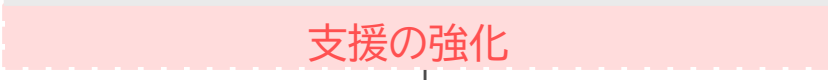

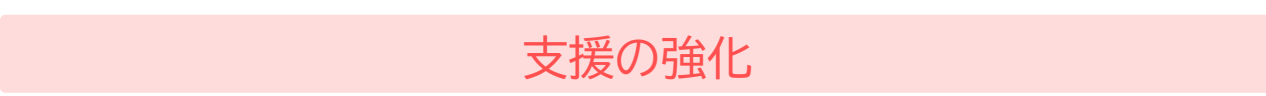
➡ 「事業用自動車総合安全プラン 2025」(R3.3)で示された「事故削減目標」や、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告(R3.6)で示された「車両安全による削減目標」の達成を目指し、ひいては安全・安心な「クルマ社会」の実現を図ることを目標とする。※

今後の被害者保護増進等事業(被害者等支援)に関して必要な施策(案)

概要

-  は現行計画(令和5年度～令和8年度)期間内に実施してきた施策
-  は次期計画(令和9年度～令和13年度)において対応を検討している施策

被害者等支援

	事故直後 急性期	回復期	在宅療養等	介護者なき後
遷延性意識障害	・事故相談(日弁連等) ・情報提供の実施(被害者ノート、広報業務等)	 療護施設  老朽化対策	 短期入院・入所支援  利用促進の強化  介護料の支給  支援の強化  介護ロボット導入支援	 グループホーム 新設等支援  支援の強化
脊髄損傷		 リハビリの 機会充実 		
高次脳機能障害			 社会復帰促進事業  支援の強化	
遺族・遺児			 交通遺児への資金貸付、相談支援、育成基金給付金(増額)等  支援の強化	

現状では対応し切れていない新たなニーズへの対応が必要

次期被害者保護増進等計画における重点施策(被害者支援)(案)

次期被害者保護増進等計画のねらい(P)

令和7年度補正予算にて一般会計から自動車安全特別会計への全額繰戻しが実現したことを受け、安定的かつ持続可能な被害者保護増進等事業を実施し、被害者及びご家族の求められている施策の充実・強化や事故の発生防止及び事故時の被害軽減を図り、安全・安心な「クルマ社会」を実現する。

主な被害者支援の充実(一例)

● 介護者なき後対策の強化

現状・課題

介護者の高齢化が進み、**介護者なき後の受入環境の整備が喫緊の課題**となっている

親が介護できなくなった際の**障害当事者である子の生活の場の確保が不十分**



自動車事故被害者が安全・安心な生活を送れる環境を整備するため、**介護者なき後対策を強化**

● 事故被害者の療養環境の充実化

現状・課題

介護職員の人材不足や**在宅介護者の高齢化**により、自動車事故による重度後遺障害者の療養環境は**厳しい状況**

現行計画内において実施した各種施策から見えてきた課題への対応が必要



先端技術も活用しながら、自動車事故被害者を取り巻く**療養環境を充実化**

● 遺族・遺児に対する支援

現状・課題

物価高騰等により、**交通遺児等は厳しい経済状況**に置かれている

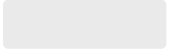

交通遺児等に対する**精神的なケア**及び**体験格差を解消し、こころの豊かさを育むための支援が必要**



自動車事故による被害に遭った遺族・遺児に対し、**精神的、経済的なケア**を実施するための環境整備を推進する

今後の被害者保護増進等事業(事故防止)に関して必要な施策(案)

概要

-  は現行計画(令和5年度～令和8年度)期間内に実施してきた施策
-  は次期計画(令和9年度～令和13年度)において対応を検討している施策

事故防止

(一例)	現行計画で実施してきた施策	次期計画で対応を検討している施策
自動車アセスメント	衝突被害軽減ブレーキ評価の新シナリオや衝突試験の新規バリアの検討、およびそれに基づく試験評価の実施	安全技術の進歩に対応した評価項目の追加への対応(AIを活用した高度な運転支援技術等)
先進的な安全技術の普及促進	先進技術を利用して運転者の安全運転を支援する装置を搭載した事業用自動車の購入を支援(ASV補助)	ASV補助対象装置の拡充(ドライバーモニタリングシステム等)
運行管理の高度化 過労運転防止対策 飲酒・健康起因対策	ICTを活用した機器による点呼の実施 過労運転防止対策に資する機器の導入支援 健康起因事故の要因分析等の調査	運行中も含めた運行管理の高度化
先進安全自動車の整備環境の確保	先進安全自動車の点検整備に必要なスキャンツール等の導入支援	進化を続ける先進技術に対応するスキャンツールの導入等 安全上不可欠な整備環境の労働力供給制約下での確保
貨物軽自動車の安全対策	貨物軽自動車安全管理者の講習受講、選任・届出 初任運転者等への指導及び適性診断の受診 等	事業者に対する安全対策の更なる周知浸透 適性診断の受診ハードルの解消に向けた検討

現状では対応し切れていない新たなニーズへの対応が必要

次期被害者保護増進等計画における重点施策(事故防止)(案)

次期被害者保護増進等計画のねらい(P)

令和7年度補正予算にて一般会計から自動車安全特別会計への全額繰戻しが実現したことを受け、安定的かつ持続可能な被害者保護増進等事業を実施し、被害者及びご家族の求められている施策の充実・強化や事故の発生防止及び事故時の被害軽減を図り、安全・安心な「クルマ社会」を実現する。

主な事故防止の充実(一例)

自動車アセスメントの充実

現状・課題

更なる交通事故の削減に向け、**先進安全技術の開発・性能向上**が図られており、**評価項目が年々増加**している

また、**AIを活用した高度な運転支援技術**を搭載した自動車などの市場導入が予定されている

新たな技術の評価に向けた対応が必要

事業用自動車総合安全プラン2030の目標達成のために講ずべき施策

現状・課題

令和8年3月末取りまとめのプランについて、令和12年までの間、**各種施策の具体化**が必要

事業用自動車による事故を削減するための**各種施策を強化**

先進安全技術の普及促進

現状・課題

更なる交通事故の削減に向け、**先進安全技術の開発・性能向上**が図られており、**ASV補助の対象装置が年々増加**している

また、**AIを活用した高度な運転支援技術**を搭載した自動車などの市場導入が予定されている

増加するASV補助の対象装置への対応と**新たな技術の普及支援**が必要

貨物軽自動車の安全対策

現状・課題

令和7年4月施行の安全対策強化に係る内容について、施行期日までに**事業者にも更なる浸透**を図る必要

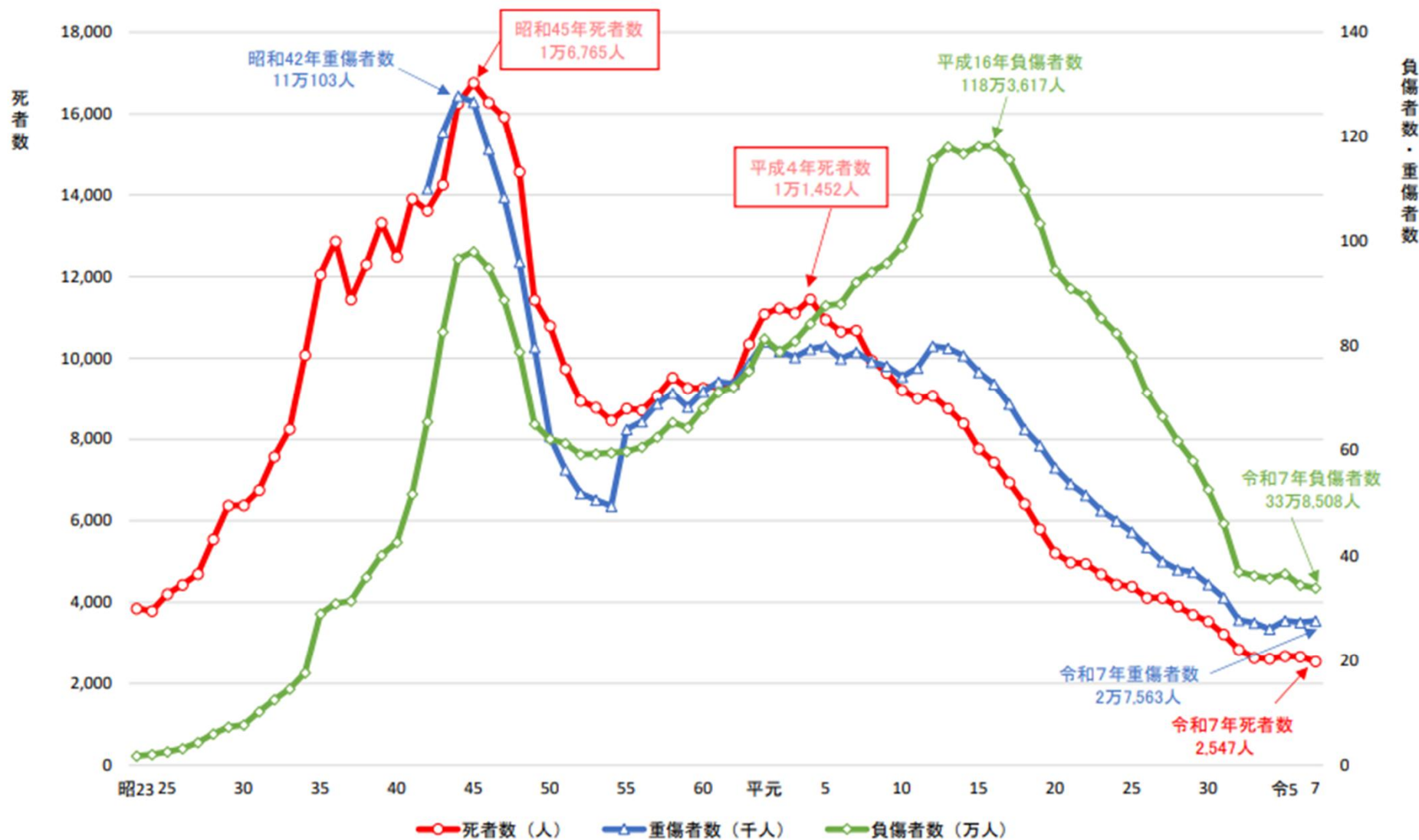
貨物軽自動車運送事業者に対し、**講ずべき安全対策の周知徹底**を図り事故削減を目指す

参考資料

交通事故の概況

警察庁資料「令和7年における交通事故の発生状況について」

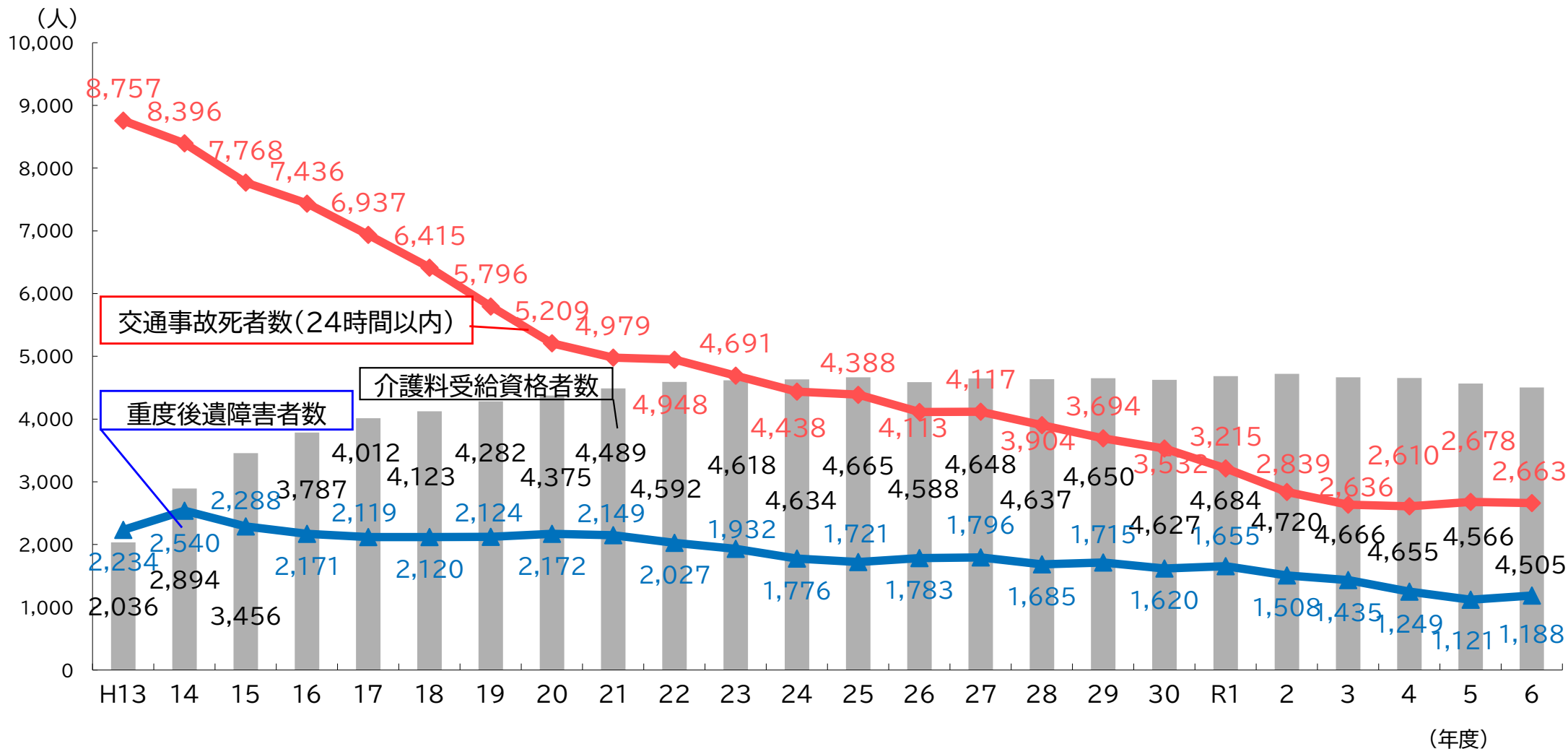
- 令和7年中の死者数は2,547人で、前年比116人、4.4%減
- 令和7年中の重傷者数は27,563人で、前年比278人、1.0%増



(注) ・ 昭和46年以前は、沖縄県を含まない。
 ・ 昭和34年以前は軽微な被害(8日未満の負傷)事故は含まない。

重度後遺障害者と介護料受給資格者数の推移

交通事故の死者数は減少傾向である一方、重度後遺障害者数及び介護料受給資格者数は横ばいの傾向にある。



※交通事故死者数(24時間以内)は暦年
 ※介護料受給資格者数は独立行政法人自動車事故対策機構による介護料受給資格認定を受けている人数(年度末時点)
 ※重度後遺障害者数は、後遺障害等級表(自動車損害賠償保障法施行令別表第一、別表第二)の別表第一に該当する介護を要する後遺障害及び別表第二の1~3級に該当する後遺障害等級の認定を受けた自賠責保険の支払い件数

自賠償加入促進及びナスバ認知度向上 に向けた広報活動について

令和8年4月24日

令和7年度実施内容

《自賠責加入促進》

- **街頭取締りや販売店への指導**
 - 警察と連携し、モペット等に対する街頭取締り及び自賠責加入義務の周知を実施
 - 令和6年11月策定のガイドラインを踏まえ、ネット販売事業者や中古車販売事業者等への周知を実施
- **デジタル広告やポータルサイトの活用**
 - モペットに関心がある層等に対しYahooやGoogleのバナー広告、SNSや動画配信サービスでの自賠責加入促進動画の放映を実施
 - 表示広告からポータルサイトへの流入を促し、自賠責制度の周知を実施
- **屋外広告や大学等での周知活動**
 - 多くの人が集まる繁華街での屋外広告やシネアド、イベントでの自賠責制度の周知活動を実施
 - 若者を中心にモペットの自賠責加入義務の認知度が低いことから、大学での自賠責制度に関する周知活動を実施



(R7周知ポスター)



(屋外広告)

《ナスバ認知度向上》

- **関係機関との連携**
 - 運転免許センターでのナスバ紹介動画の放映、医療機関等でのポスター・リーフレットの配布、日弁連の研修におけるナスバの説明等、関係機関と連携し認知度向上に向けた取組みを実施
- **テレビCMや情報誌への掲載**
 - 日経ビジネス、JAFMate(オンライン)において、ナスバの業務等に関するインタビュー記事を掲載
 - 地方を中心にナスバ紹介動画をテレビCMで放映し、幅広い層に訴求
- **イベント等への出展**
 - 交通安全イベントや子ども霞が関デーなどのイベントでナスバについて紹介し、年代・性別を問わず幅広い層へ訴求



(日弁連研修)



(日経ビジネス)

令和8年度での取組み方針(案)

● 自賠責周知強化

警察と連携した街頭取締り、ガイドラインを踏まえた販売店への指導を引き続き実施していくほか、若年層を中心としたモペットの自賠責加入義務の周知等、自賠責加入促進に向けた更なる取組みを実施



(街頭取締り)

● ナスバ認知度向上

警察や医療機関等の関係機関と連携した取組みを継続しつつ、令和7年度に作成した新たなナスバ紹介動画を各種広告媒体やイベント等で活用し、ナスバ認知度向上に資する取組みを実施



(ナスバ新ポスター)

● 外国人への周知強化

外国人運転者による無保険事故等を防止するために、外国人への効果的な広報手法を検討しつつ、多言語版のポスター・リーフレットの作成や外国人向けの自賠責制度に関する案内動画を作成するなど、加入促進を図る



(多言語版ポータルサイト)